

論文提出による学位申請者に係る外国語試験取扱内規

〔 昭 和 6 1 年 9 月 1 8 日 〕
京都府立医科大学告示第3号

(目的)

第1条 この内規は、京都府立医科大学博士論文審査取扱要領(昭和61年京都府立医科大学告示第2号。以下「要領」という。)第3条第1項に規定する外国語試験(以下「試験」という。)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 試験を実施するため、京都府立医科大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)に外国語試験実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第3条委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 試験問題に関する事項
- (2) 試験の実施に関する事項
- (3) 試験成績に関する事項
- (4) 試験場の管理に関する事項
- (5) その他試験に関する事項

(組織)

第4条委員会は、学長、研究部長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医学研究科基礎・社会医学系の教授 4人
 - (2) 大学院医学研究科臨床医学系の教授 4人
 - (3) 医学部医学科教養教育教室担当の教授 1人
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、大学院医学研究科の教授又は准教授で学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項に掲げる委員は、学長が指名するものとする。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長、副委員長及び実施委員長を置く。

- 2 委員長には担当する副学長を、副委員長には研究部長を、実施委員長には委員の中から学長が指名した者を充てる。
- 3 委員長は、第3条に規定する所掌事項を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 実施委員長は、委員長及び副委員長の事務を補佐する。

(会議の召集及び議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(受験資格)

第8条 研究科に博士論文を提出して博士の学位を取得しようとする者は、要領第3条第1項に規定する研究歴を満たす見込みの日の3年前から試験を受けることができる。

2 試験の受験資格の認定は、医学系研究委員会が行う。

(出願手続)

第9条 試験を受けようとする者は、外国語試験受験願書（別記第1号様式）を指導教授又は紹介教授を経て学長に提出しなければならない。

（試験の実施）

第10条 試験は、原則として6月及び12月に実施することとし、その日時、場所、願書の提出期限その他必要な事項は、試験実施期日の30日前までに公示するものとする。

2 試験は、英語について、筆答により行うものとする。

（試験結果の報告）

第11条 委員会は、試験の結果について、大学院医学研究科教授会議に報告するものとする。

（合否の判定）

第12条 大学院医学研究科教授会議は、学長が試験の合否の決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（外国語試験合格証明書）

第13条 学長は、試験に合格した者に外国語試験合格証明書（別記第2号様式）を交付する。

（庶務）

第14条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

（その他）

第15条 試験の実施に当たり疑義が生じたときは、委員会は大学院医学研究科教授会議に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた大学院医学研究科教授会議は、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

附 則

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月26日告示第3号）抄

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月26日告示第5号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日告示第号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日告示第号）

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年4月1日告示の大学院教授会において選出された者の任期は、第5条第1項の本文にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則（平成19年4月1日告示第号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年3月21日から施行する。ただし、改正後の第14条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成24年4月1日から施行する。

附 則

平成27年4月1日から施行する。